

解体工事業追加等の改正に関する取り扱いについて

富山県土木部建設技術企画課

I 【許可】

工事経歴書（様式第二号）

- ・ 決算報告の際に経審を受けている場合は、経審と同じ工事経歴書を提出する。
- ・ 経審を受けていない場合は、法施行日以前に契約した工事は分けなくてもよい。

直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）

- ・ 工事経歴書と同様の扱いとする。

専任技術者証明書（様式第八号）等

- ・ 専任技術者証明書等について、アルファベットを含むコードは解体工事業にのみ使用する。
（例）とび土は「13」、解体は「1C」等
- ・ みなし技術者が講習等を受講し解体の技術者要件を満たしたら、変更届を提出する。
- ・ みなしの専任技術者のまま変更届を提出せずに解体の許可を取得していた場合は、平成33年3月31日に解体の許可は失効する。

実務経歴証明書（様式第九号）

- ・ 建設リサイクル法施行後の経験は、とび土の許可や解体工事業者登録で請け負ったもの限り経験期間に算入できる。
- ・ 法施行前の経験に限り、とび土のうちの解体の実務経験は、とびと解体について重複して算入できる。
- ・ 法施行前の経験に限り、1つの契約において解体以外の工事もあわせて請け負っている場合は、その契約工期全てを解体の実務経験期間とする。
- ・ 高層マンションの解体といった総合的な企画、指導、調整が必要な工事は建築一式に該当するため、解体工事の実務経験として認めない。解体工事であるか否かの判断は契約書の内訳等を確認し判断する。

その他

- ・ 旧様式で作成した場合、健康保険等の加入状況（様式二十号の三）は必ず差し替えを依頼する。その他の様式は当面の間、加筆修正可とする。

Ⅱ【経審】

工事経歴書（様式第二号）

- ・ とび土の許可を持っている場合は、実績の有無に関わらずとび土と解体の工事経歴書を作成する。
- ・ 解体の許可を持っていない場合は、その他（解体）として作成する。
- ・ すでに審査済みの直近 2,3 年分の工事経歴書についても、すべてとび土と解体の切り分けが必要であるが、契約書等の確認書類は求めない。
- ・ 審査対象年度の工事経歴書については、とび土、解体それぞれについて従来どおり契約書等の確認書類を求める。
- ・ 法施行後の申請について、審査対象年度の解体の工事経歴書に解体工事に分類されないもの（一式工事や解体以外の専門工事で請け負うべきもの）が含まれていた場合は、修正を依頼する。
- ・

工事種類別完成工事高（別紙一）

- ・ とび土・解体（経過措置）の金額が合計に含まれていないか注意する。
- ・ 法施行日時点でとび土の許可を有する業者は、平成 28 年 6 月 1 日～平成 31 年 5 月 31 日までの間は解体の許可を受けていない場合でも解体工事の完成工事高をその内容に応じて各一式工事やとび・土工事に積み上げることができる。
- ・ とび土や解体を一式工事等に積み上げた場合、とび土・解体（経過措置）等を含めることはできない。

技術職員名簿（別紙二）

- ・ アルファベットを含む有資格区分コードは、解体「29」及びとび土・解体（経過措置）「99」のみ使用する。（例）「業種、資格」：「01、214」、「99、21D」

その他

- ・ 建設機械の保有状況一覧表について、機械を保有している場合は所有かリースかに関わらず必ず提出とし、記載した建設機械全ての確認書類を毎年度求める。